

令和2年長浜市農業委員会9月定例総会会議録

令和2年9月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑 義彦	2番	伊藤 泰子
	3番	布施 善明	4番	阿辻 康博
	5番	西橋 絹子	6番	廣田 重夫
	7番	八若 和美	9番	北村 富生
	10番	大塚 高司	11番	堀田 繁樹
	13番	多賀 正和	14番	中島 一枝
	15番	近藤 和夫	16番	廣部 重嗣
	17番	家倉 和行	18番	保積 郷司
	19番	池田 美由紀	20番	松居 利平

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	田畑転換等農地の形状変更届出について

報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報 告	農用地利用配分計画の認可の通知について
議案第502号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第503号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第504号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第505号	農用地利用集積計画案について

5. 議事録署名委員

1 番 小畑 義彦 2 番 伊藤 泰子

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より長浜市農業委員会令和2年9月定例総会を開催させていただきます。

先月末から稲刈り作業が始まり、収穫の秋を迎えましたが、新型コロナウイルスの影響で膨らんだ民間在庫等により、米価動向が非常に心配されるところです。また、超大型の台風10号は通り過ぎてからも影響は大きく、九州のみならず、中国、東海、関東など広範囲に大きな被害を与えました。海水温はまだ高く、今後の台風についても、強い勢力を保ったまま上陸する可能性がありますので、十分注意が必要であり、今からできる対策を行ったり、考えておくことも重要と痛感しているところです。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。

まず報告ですが、8月19日、常設審議委員会が守山市において開催され、会長に出席していただきました。当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席しておりません。8月24日、都市農業委員会連絡協議会が彦根市で開催され、会長に出席していただきました。また8月28日、令和2年度第23回湖国女性農業、推進委員協議会総会及び学習会が大津市で開催され、3名の女性農業委員に出席していただきました。

続きまして今月の審議事項につきましては、3条申請が1件、4条申請が2件、5条申請が21件と、農用地利用集積計画案の決定、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、農地転用に係る案件につきましては、去る9月3日に当番委員、19番の池田美由紀委員、20番の松居利平委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。

また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申しあげます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長よろしくお願い致します。

(会長)

本日は天候にも恵まれておりますが、続く新型コロナウイルス影響や長雨、猛暑、そして台風と日々心労が絶えません。稲刈りも始まり、耕作をされている方におきましては作業中の怪我などされませんようにと思うところです。また、滋賀県農業委員会では、19市町ある内16市町が新しく改選されました。長浜市も来年7月に任期の3年を終えますが、また宜しくお願い致したいと思えます。

本日の議事録署名委員報告になりますが、1番の小畑義彦委員、2番の伊藤泰子委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和2年9月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、宮司町地先、田1筆、443㎡の内103.5㎡を農業用資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は申請人所有畑、南は申請人所有畑、北は道路です。

番号2、土地の表示、口分田町地先、田1筆、2,185㎡の内719㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は水路、西は雑種地、南は宅地、北は田です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和2年9月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、山階町地先、田1筆、191㎡を使用貸借により一般住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は譲受人所有畑、西は宅地、南は水路、北は宅地です。

番号2、土地の表示、千草町地先、田1筆、1,082㎡を売買により太陽光発電施設に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東と西は市道、南は雑種地、北は田です。

番号3、土地の表示、八幡東町地先、畑1筆、109㎡を使用貸借により一般住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東と西は宅地、南は田と宅地、北は市道です。

番号4、土地の表示、宮司町地先、田1筆、264㎡、畑1筆、347㎡、合計611㎡を使用貸借により長屋住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地と畑、南は水路、北は宅地です。

続きまして、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和2年9月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表、小沢町地先、田2筆、144㎡を家庭菜園にするために盛り土をしたい旨の届出がありました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西と南は市道、北は申請人所有宅地です。形状は、現状の高さから60cm程度盛土される計画です。

続いて、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和2年9月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計2筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田2筆、3,835㎡の解約です。番号1、2のすべてが相対による利用権の解約で、番号1については耕作者変更による解約で、番号2については、後にご説明申し上げます議案第502号、番号1で農地として取得されるための解約です。

続いて、農地利用配分計画の認可の通知について、令和2年9月10日、長浜市農業委員会会長名。

このことについて、滋賀県及び滋賀県農林漁業担い手育成基金から農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。6月定例総会において、議案第488号で計画が決定されたことにより滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理権を取得された農地につきまして、令和2年7月22日付で、担い手育成基金が借り手となる認定農業者や農地所有適格法人等に貸借権を設定する、農用地利用配分計画が県知事の認可を受けました。6月の利用集積計画では、4筆、計4,478㎡について農地中間管理権の設定があり、今回の配分計画では、10人の借り手に24筆、43,423㎡貸借権が設定されました。今回の利用配分計画では、6月に利用権設定された農地以外の20筆、計38,945㎡が含まれており、年数欄で6年から15年までとなっておりますものがこれにあたり、全て耕作者変更に伴う配分計画の変更となります。

報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました5件についてご質問がありましたら、発言ください。
ございませんか、

(北村委員)

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出による番号2についてお聞きします。
太陽光発電施設に転用との事ですが、売買で間違いないですか。

(事務局)

こちらは売買による農地転用になります。

(北村委員)

通常は田であると設備の下に何か耕作しないといけなかったと思うのですが、こちらでは耕作されないのですか。

(事務局)

第1種農地、及び青地の農地で営農型太陽光の場合はそうなりますが、こちらは市街化区域の農地になりますので太陽光発電の設置のみが可能になります。

(北村委員)

分かりました。

(会長)

他にございませんか。ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第502号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第502号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和2年9月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が1件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、中野町地先の田3筆、4,724㎡、畑1筆、20㎡を、合計4,744㎡を、売買で取得されるものです。申請地は青地の田で現地確認をしたところ水稻および大豆の作付けがされていました。また、畑は白地の畑で、現地確認をしたところ、草刈等の管理がされておりました。譲渡人は死亡され、相続財産管理人が専任されていて申請地の管理ができないことから、今回、再就農することとなった譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

以上、番号1につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第502号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第502号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第502号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第503号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第503号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年9月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第503号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる8月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、14番の中島一枝委員、17番の家倉和行委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和2年9月3日に19番の池田美由紀委員、20番の松居利平委員にお願いし行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1と2は曾根町地先の案件で関連がありますので併せて説明いたします。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員説明)

先ほど事務局から説明がありましたが、番号1、番号2については関連がありますので併せて報告します。航空写真をご覧ください。

番号1、番号2は、土地の表示、曾根町地先、畑2筆、772㎡、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は農地、西は用悪水路です。

写真をご覧ください。申請地の北側にはコンビニエンスストアが営業されており、利用者の増加により駐車場の確保が必要なため申請者とコンビニエンスストアの間で賃貸借契約を結ばれ貸駐車場として申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第503号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第503号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第504号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第504号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年9月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第504号につきましては、今月の締切までに21件の申請がありました。書類審査のうへ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついていますが、先議案第503号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先議案と同様に当番の委員にお願いし行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、祇園町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北東に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、土地改良区の同意も得られており、受付いたしております。

なお、本案件は開発許可案件であり、分譲宅地として都市計画法12条の5第1項の規定による地区計画が策定されている市街化調整区域での案件です。本来、農地転用をされる場合は、土地のみの造成を目的とする転用は許可できませんが、地区計画の用途が分譲宅地として定めていることから、今回、転用目的を分譲宅地として申請されました。

本案件の詳細につきましては、松居委員よりご報告をいただきます。

(松居委員説明)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、祇園町地先、田、11,846㎡、畑、699.72㎡、計12,545.72㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲宅地とした申請です。周囲の状況は、北は河川、南と東は道路、西は宅地です。

写真をご覧ください。市内で不動産業を営む譲受人が、分譲宅地を計画され適地を探されたところ、譲渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。先ほど事務局からも説明がありましたが、申請地は分譲宅地として地区計画で用途区域設定されている区域であるため、分譲宅地として申請されたものです。

現場で聞き取り確認をしたところ、雨水、排水について北側に河川はあるのですが、南側に市が管理している普通河川があるという事で、こちらの整備された河川に排水すると話されておりました。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、下山田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、下山田地先、畑、41㎡、契約内容は交換で、転用目的を公園敷地とした申請です。周囲の状況は、東西南北全て雑種地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、譲渡人が昭和60年頃から集落の生活改善事業に伴い整備され、現在に至ったものです。譲渡人は申請地を公園の一部として自治会に提供することで話がまとまり手続きを進めていたところ、地籍調査により農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。申請地については、従前より農業委員会からは是正指導している案件です。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、中野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、松居委員よりご報告をいただきます。

(松居委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、中野町地先、畑、285㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場及び物置設置とした申請です。周囲の状況は、北は道路、西と南は宅地、東は宅地と農地です。

写真をご覧ください。申請地は、一部造成されております。これは、譲受人が平成15年頃に自宅の改装のため、借用し自宅敷地として造成され、現在に至ったものです。譲受人は、申請地の西側に居住しております。今回自家用車の増車に伴い自宅周辺で駐車場に利用できる土地を探されたところ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

写真の中央部分に消火栓とホースの格納庫が写っており、現地調査でも確認しております。消火栓の方は移設に費用もかかりますので、ホースの格納庫を道路から車に乗入れる際に支障がない所へ移設されると話されておりました。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。また、申請地は長浜市役所浅井支所から西へ500m以内に位置します。公共施設から概ね500mに位置していることから第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、内保町地先、畑、400㎡、契約内容は贈与で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北は道路、西は宅地と農地、南と東は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、現在市内のアパートに居住していますが、家族が増え手狭になり両親の居住する集落で住居の建設計画を立てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、高月町東阿閉地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受けたいしております。本案件の詳細につきましては、松居委員よりご報告をいただきます。

(松居委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、高月町東阿閉地先、田、954㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場及び貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、西は農地、南は道路、東は雑種地です。

写真をご覧ください。譲受人は、市内で機械加工、溶接業の会社を経営されております。現在の資材置場では手狭となり、資材置場と駐車場の集約と併せて会社周辺での設置を計画され、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、小谷郡上町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、小谷郡上町地先、畑、122㎡、契約内容は売買で、転用目的を物干し場とした申請です。周囲の状況は、北は雑種地、西は宅地、南は農地、東は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは譲渡人が平成19年頃に造成し、庭として利用されており現在に至っております。譲受人は、社会福祉法人で申請地集落内に事業所を持ち、申請地西側の隣接地を職員寮として利用されており、生活環境の改善のため職員の物干し場を職員寮近くで適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、益田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、松居委員よりご報告をいただきます。

(松居委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、益田町地先、田、796㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を資材及び建設機械置場敷地とした申請です。周囲の状況は、北と東は雑種地、西は道路、南は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、賃貸人が平成25年頃に貸資材置場として造成され現在に至っております。今回の申請にあたって、農地等調査委員会の当番協議の結果、是正されております。賃借人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い以前から申請地を資材置場として借用していましたが、賃貸人が財産整理をされたところ、農地転用手続きができていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、廃材等は撤去されているのを確認し、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

す。

(事務局)

申請番号8、八島町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、八島町地先、田、382㎡、畑、150㎡、計532㎡、契約内容は寄付で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は道路、西は原野、南は道路と原野、東は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、集落外れにある神社に車での参拝者が多くなってきており、神社近辺には駐車場もないことから、神社近辺で駐車場の設置を計画され適地を探されたところ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9から21の余呉町中之郷地先の案件は、転用目的を全て太陽光発電施設としたもので、一体的に利用されることから続けて説明します。地図と位置図をご覧ください。地図の番号は議案番号になっております。見ていただくと分かりますように申請地は4色に色分けされ入り組んだ形となっております。これは、譲受人が4名おられますので、譲受人毎に色分けしており、申請地が入り組んでおりますのは、国が再生可能エネルギー発電設備の設置場所について、私道等で分断されていない隣接する場所での同事業者の設置は認めないと定めており、このような形の申請になっております。改めて、スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。また、申請地は全て長浜市役所余呉支所から北東へ概ね300mから500m以内に位置します。公共施設から概ね300m以内に位置している第3種農地と公共施設から概ね500mに位置している第2種農地の混合農地です。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。第3種農地においては、

許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、松居委員よりご報告をいただきます。

(松居委員)

先ほど事務局からも説明がありましたが、番号9から21につきましては、転用目的が全て太陽光発電施設となっております、譲受人毎に続けて報告します。

番号9について報告します。番号9はお配りしております地図に青色で着色しておりますところです。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、余呉町中之郷地先、畑、782㎡、契約内容は売買とした申請です。

写真をご覧ください。譲受人は、太陽光発電施設を全国で展開している会社で、今回、滋賀県湖北地域で事業計画を立てられ、適地を探していたところ、管理に困っておられる譲渡人と話がまとまり申請されたものです。番号10と番号11については譲受人が同じですので続けて報告します。番号10と番号11はお配りしております地図のオレンジ色に着色しております所です。スクリーンをご覧ください。番号10は、土地の表示、余呉町中之郷地先、田、476㎡、畑、1173㎡、合計1649㎡、契約内容は売買とした申請です。番号11は、土地の表示、余呉町中之郷地先、田、1249㎡、契約内容は売買とした申請です。譲受人は、滋賀県湖北地域で事業計画を立てられ適地を探されたところ、管理に困っておられる譲受人との話がまとまり申請されたものです。番号12から番号14番についても譲受人が同じですので続けて報告します。番号12から番号14はお配りしております地図の黄色に着色しております所です。スクリーンをご覧ください。番号12は、土地の表示、余呉町中之郷地先、田、482㎡、畑、564㎡、合計1,046㎡、契約内容は売買とした申請です。番号13は、土地の表示、余呉町中之郷地先、田、1301㎡、契約内容は売買とした申請です。番号14は、土地の表示、余呉町中之郷地先、田、698㎡、契約内容は売買とした申請です。譲受人は、太陽光発電施設を全国で展開している会社で、今回、滋賀県湖北地域で事業計画を立てられ適地を探していたところ、管理に困っておられる譲渡人と話がまとまり申請されたものです。番号15から番号21番についても譲受人が同じですので続けて報告します。番号15から番号21は、お配りしております地図の緑色に着色しております所です。スクリーンをご覧ください。番号15は、土地の表示、余呉町中之郷地先、田、2203㎡、畑、52.3㎡、合計2,255.3㎡、契約内容は売買とした申請です。番号16は、土地の表示、余呉町中之郷地先、田、1,269㎡、契約内容は売買とした申請です。番号17は、土地の表示、余呉町中之郷地先、田、1,090㎡、契約内容は売買とした申請です。番号18は、土地の表示、余呉町中之郷地先、田、1,265㎡、契約内容は売買とした申請です。番号19は、土地の表示、余呉町中之郷地先、田、772㎡、畑、118㎡、合計890㎡、契約内容は売買とした申請です。番号20は、土地の表示、余呉町中之郷地先、畑、1,224㎡、契約内容は売買とした申請です。番号21は、土地の表示、余呉町中之郷地先、田、957㎡、畑、519㎡、合計1,476㎡、契約内容は売買とした申請です。

譲受人は、太陽光発電施設を全国で展開している会社で、今回、滋賀県湖北地域で事業計画を立てられ適地を探していたところ、管理に困っておられる譲渡人と話がまとまり申請されたものです。申請番号9から21の申請地の草刈り等、日常管理は全て地元の業者に委託されることとなっており、地元説明会においても説明され承諾されております。

現地調査を行った結果、申請地は全て耕作放棄地となっております。写真では確認しにくのですが、一度草刈りはされているとの事でした。申請地全て、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第504号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(北村委員)

番号7についてお聞きします。所有者は近辺に居住されておりませんが、造成されたのはどなたになるのですか。

(事務局)

こちらは平成25年頃に譲受人が造成されております。

(北村委員)

この方は農業委員会の承認がないといけない事は知らなかったという事ですか。

(事務局)

書面にはそのように記載されています。

(北村委員)

田畑転換申請の時に見つかる事があったのですが、農地パトロール等も行っているなかで、本当に分らなかったのでしょうか。昔にされた事で分からないという事はあるのですが、近年でこのような事があるのは残念に思います。

(廣部委員)

番号9から21についてですが、所有地が遊休農地になっている方が太陽光発電で探されている企業へ売買で農地転用を出されているのですが、どこの場所でも太陽光発電が出来るとは思いますが一度農地転用にかけられて違う目的に使われたら、その後、何に転換されても構わないという事になってしまう事はないのでしょうか。

(事務局)

一度転用されまして地目が農地で無くなると、その後までは追えないのが実情でございますが、太陽光発電という事で地元の自治会とも草管理等契約され、調整もされておりますので、大変広い面積でございますし、継続して太陽光発電事業をされるものと思います。

(廣部委員)

危惧されるのはそれぞれの企業が軌道にのってれば良いのですが、どこかで傾いた時、どうなるのかが心配になります。

(事務局)

売電価格が下がってきている中で、毎月、太陽光発電が出てきますので、利益はあるのか思うところがあります。事業としてされるので利益が上がらなければされませんので、その点では収益性を見越しての事だと思います。何年かしないと利益が上がってきませんので、継続してされる事と認識しています。

(会長)

太陽光発電で違う事をされているところはあるのですか。

(事務局)

現状では違う事をされた所は聞いておりません。

(会長)

以前、青地の所で椎茸を栽培しながらされている所もあったと思うのですが、うまくいっているのですね。

(事務局)

営農型太陽光の場合は毎年報告いただく事になっており確認しております。

(廣部委員)

遊休農地を有効に活用していただき、安定して使っていただけるのなら何も問題はないと思うのですが、その辺の見極めが私共には出来ませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

(会長)

その他にございませんか。

(布施委員)

番号9から21について説明を付け加えさせていただきます。北陸自動車道と国道の間に位置し、広範囲になっております。それから、左側に重要河川があります。こちらは暴れ川で、周辺は休耕地 となっております。物が作れないという事で、管理されているか、荒廃地となっております。毎年、農地パトロールでも同じ現状となっております。

それから、真ん中に位置するのは北国海道です。田はあるのですが、水路がどこにあるのか分からない荒廃地となっております。そして、今年の5月に聞いたのですが、敦賀の原発から名古屋への送電に関するところの下にも沢山あるという事です。

太陽光発電の企業から7月に地元説明会をしたいと申し出があり、まずは地区担当の農業委員、推進委員と打ち合わせしました。一つは地主の意見をよく聞いてほしい。二つ目は管理の問題。特に草の管理について、地元の方や、シルバー人材センターにお願いすると話をされていまして。三つ目は、公害問題。反射光 とか騒音とか電磁波等ですが、電磁波については携帯以下という事で、反射光 といっても隣接の方とも十分に了解を得ているそうです。台風等での騒音についてもきちんと対策をたてると打ち合わせの時に話されておりました。地元説明会でも特に問題がなかったそうです。

(会長)

他にございませんか。

(近藤委員)

番号10、11についてですが、番号19、20と同じ方なのに分けられているのはなぜですか。

(事務局)

今回、設置コストを抑えるため、設置場所 1箇所ごとの発電出力が50kw以下に抑えるように、区画を分けて国の認可を受けられています。認可の要件として、太陽光発電施設の設置場所に接する農地で太陽光発電施設を設置することにおいて、私道等で分断されていない限り、発電事業者が同一である場合、太陽光発電施設の設置を行うことは国で認められませんので、今回、4企業での申請となっております。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第504号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第505号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第505号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和2年9月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件がございます。農用地利用集積計画集計をご覧ください。相対による利用権の設定につきましては、貸し手23人に対して借り手が2人で、筆数は49筆、面積は合計で85,240㎡を利用権設定される計画です。

次に所有権の移転につきましては、所有者3名、取得者2名、筆数は3筆、面積は合計で1,631㎡を所有権移転される計画です。それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が利用権設定について、と記載されている番号1から番号49につきましては相対によるもので、認定農業者に利用権設定される計画です。

次に所有権移転につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第505号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました議案第505号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び協議事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和2年9月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和2年10月の農業委員会定例総会につきましては、令和2年10月12日、月曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

3点目、令和2年10月の農地転用の現地調査につきましては、令和2年10月5日、月曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、1番の小畑委員、2番の伊藤委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしく申し上げます。

4点目、令和2年9月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和2年9月23日、木曜日の午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、7番の八若委員、18番の保積委員です。よろしく申し上げます。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございますか。

(將亦委員)

8月に地元自治会での連合会の会合に行き、農業委員として行っている事、長浜市農業委員会事務局が行っている事の説明をさせていただきました。なかなか自治会長達が農地転用についてあまり詳しくお知りになっていない。1年毎の変わっておられますので、特に集落の中にある畑に対して農地転用手続きはいるのか等。田については集落内で話にもなりますが、作付け等されていない畑等はどのような状態でも分からない状況で、各自治会長やその他役員の方達もあまり関心がないような話が出ました。2度、農地については転用がいる事を説明をさせていただいているのですが1年毎に変わられるので、自治会の役員の方にも農地転用は必要だと周知していくべきだと思う。事務局のホームページでも掲載しておりますが、自治会の役員の方たちが見るといふ風に積極的に関与はされませんので、農業委員としても周知していくのは必要だと思います。もう一つ、農地中間管理機構へ預ける手続きについても全く知らない方が多いです。それらを含めて、推進委員の仕事内ではないのですが、お知らせする事も必要だと思う。農地を守ることも必要ですが、こちらに関しても必要ではないかと考えております。

(会長)

他にご意見はございませんか。ご意見等ないようでしたら、これで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

(閉会)